監督命令

平成２５年（再）第１１号
大阪市西区北堀江１丁目１番18号
再生債務者　株式会社レモール
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区西天満６丁目１番12号瑞穂ビル８階　延澤法律事務所　弁護士　延澤信博
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成25年９月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再）第１２号
大阪市浪速区湊町２丁目２番10―3304号
再生債務者　株式会社アモール
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区北浜２丁目２番21号北浜三泉ビル７階　弁護士法人第一法律事務所　弁護士　宮本　圭子
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成25年９月25日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第２号
広島市中区大手町４丁目２番16号
再生債務者　一般財団法人広島県農林振興センター
1　決議に付する計画案　平成25年９月３日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成25年10月24日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成25年10月23日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年10月23日
平成25年９月24日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１３５号
千葉県船橋市湊町１丁目22番12号
再生債務者　中野　道子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月15日まで
4　一般異議申述期間　平成25年10月29日から平成25年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第９５号
埼玉県朝霞市岡３丁目27番30―304号
再生債務者　尚山　義雄
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月16日まで
4　一般異議申述期間　平成25年10月30日から平成25年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第６７号
埼玉県飯能市大字中山538番地３
再生債務者　浅見　賢治
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月16日まで
4　一般異議申述期間　平成25年10月30日から平成25年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第１１号
千葉県茂原市大芝127番地19
再生債務者　青木　　晃
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月16日まで
4　一般異議申述期間　平成25年10月30日から平成25年11月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２５年（再イ）第８号
岐阜県大垣市小野４丁目20番地
再生債務者　杉原　亘寿
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月16日まで
4　一般異議申述期間　平成25年10月23日から平成25年10月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部

平成２５年（再イ）第６号
北海道赤平市若木町北７丁目10番地
再生債務者　菊地　芳春
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月17日まで
4　一般異議申述期間　平成25年10月31日から平成25年11月11日まで
札幌地方裁判所滝川支部再生係

平成２５年（再イ）第１０号
長野県千曲市大字磯部533番地
再生債務者　瀧澤　　学
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月17日まで
4　一般異議申述期間　平成25年10月31日から平成25年11月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（再イ）第２９号
愛知県一宮市北方町北方字宝江新田砂越38番地　レインボー北方702号
再生債務者　松岡　晃司
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月17日まで
4　一般異議申述期間　平成25年10月24日から平成25年10月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部